

○ 西いぶり広域連合行政手続条例

平成12年3月28日
条例第8号

(目的等)

第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例（処分の根拠となる規定が本広域連合の執行機関の規則（規程を含む。以下同じ。）に置かれている場合は、規則を含む。）に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(室蘭市条例の準用)

第2条 この条例の施行については、室蘭市行政手続条例（平成9年室蘭市条例第1号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。